

令和6年2月27日
(公財) ふるさと島根定住財団
小笠原、島田(朋)
TEL:0852-28-0690
Mail:uiturn@teiju.or.jp

「しまねU I ターン産業体験事業」にかかる助成金返還事案について

1. 概要

定住財団が実施する「しまねU I ターン産業体験事業」では、体験者への助成として、1か月あたり12万円（県内に居住する親等と同居の場合等は、月6万円）を支給することとしています。

このたび、体験期間中の生活の実態が親と同居であるにもかかわらず虚偽の報告をしたことにより、体験者助成金を不正に受給し、過大となった助成金の返還を求めた事案が発生しました。

なお、過大支給となった助成金48万円及び経過利息等（約6万円）については、すでに全額納付されております。

2. 経緯・対応

令和3年 1月 同居として助成決定（月6万円、令和3年1月～12月分）
5月 借家による非同居として変更助成決定（月12万円、令和3年5月～12月分）

令和4年 9月 県しまね暮らし推進課へ不正受給に関する通報が寄せられる
9月 県からの調査指示を受け、定住財団が体験者及び受入先へ調査非同居として具体的な生活実態の説明および賃貸借契約書により、居住実態がある（不正受給でない）と判断

（その後）

令和5年12月 通報者から財団へ直接連絡が寄せられる
通報者から県へ再度通報

令和6年 1月 体験者から定住財団に対して、「令和4年9月の説明には虚偽があった」旨の連絡

1～2月 詳細確認・対応検討

2月 定住財団から体験者へ返還命令、即日納付

3. 再発防止策

現在の運用方法では不十分であるため、今後、以下の再発防止策を実施。

- ① 助成金申請書の様式を見直し、助成内容の明確化を図る。
- ② 申請時の財団側のチェックリストを見直し、申請内容に間違いがないかの確認を強化する。
- ③ 虚偽の申請による支給を防止するため、実態把握のできる根拠書類の提出を求める。
- ④ 申請内容が適正かどうかの判断に際し、必要に応じ産業体験の受入先及び居住する市町村や関係機関とも連携をするなど、確認体制を強化する。
- ⑤ 現在体験中の方に対して、同様の不正が起きていないか実態調査を行う。